

令和2(2020)年度第1回川崎市民間活用推進委員会 議事録

日 時 令和2年6月25日(木) 午前10時 ~ 午前11時24分

場 所 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室

出席者 委員 安登会長、足立委員、伊藤委員、川崎委員
市 側 佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長
織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
戸瀬総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
多田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
中根市民文化局市民スポーツ室担当課長
岩村市民文化局市民スポーツ室担当係長
上原市民文化局市民スポーツ室担当係長
吉澤多摩区役所まちづくり推進部地域振興課長
那須多摩区役所まちづくり推進部地域振興課担当係長

開 会

1 議題

- (1) 民間活用(川崎版PPP)推進方針について
- (2) 多摩スポーツセンター建設等事業の総括について
- (3) 総合自治会館跡地等の活用に関する民間提案審査部会の設置について
- (4) 令和2年度民間活用推進委員会の審議事項について

2 その他

閉 会

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ただいまから、令和2年度第1回の川崎市民間活用推進委員会を開催させていただきたいと思っております。私は、昨年度に引き続きまして担当させていただきます行政改革マネジメント推進室担当課長の織裳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきたいと思っております。

初めに、本日の委員会でございますが、昨年と同様に公開とさせていただきたいと思っております。市民の皆様の傍聴やマスコミの方の取材につきましては許可とさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと

存じます。また、委員会終了後、議事録を作成させていただきますが、委員の皆様にご確認をいただいた上で、公開の手続きを進めさせていただきたいと存じます。

また、本日、保井委員におかれましては、所用により欠席のご連絡を頂いておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、本日の配付の資料でございますが、次第の下に、出席者一覧、座席表のほか、資料1 - 1から資料4、また、参考資料1を配付させていただいておりますので、資料などの不備がございましたらお申し出いただければと存じます。

よろしいでしょうか。途中でも、また言っていただけたらと思います。

それでは、会議開催に当たりまして、佐川行政改革マネジメント推進室室長から挨拶申し上げます。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

改めまして、おはようございます。佐川でございます。昨年度に引き続き、よろしくお願いたします。

委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本来でありましたら、伊藤副市長による冒頭、挨拶を予定していたんですけども、新型コロナに関する補正予算の関係で議会の日程が延期になりまして、今、市議会のほうに出席となっております。皆様にはよろしくということでございます。

昨年度の委員会では、新たな民間活用に関する方針についてご議論をいただきまして、皆様方の多大なお力添えによりまして、3月に無事に策定をすることができました。改めて感謝を申し上げます。

また、この数カ月間、新型コロナウイルスの影響により、外出自粛、それから本委員会を含め、様々な会議やイベントも中止となっておりますけれども、緊急事態宣言も明けたところでございますので、今後、工夫しながら民間活用の取組もしっかりと進めてまいりたいと考えております。

本日は、昨年度のご報告できなかった方針についてのご説明のほか、幾つか議題がございますので、ご説明させていただきたいと思ひます。様々な意見をいただきたいと思ひます。長時間になりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございました。

ここからは会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

安登会長、どうぞよろしくお願いたします。

安登会長

それでは始めさせていただきます。

本日は足元の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。コロナにより中断しておりましたけれども、再開できたことを喜んでおります。

昨年度は新たな民間活用に関する方針についてご議論いただきました。最終版をご報告いただく予定の昨年度の最後の委員会が新型コロナウイルスの影響で中止になってしまいました。この間、皆様方もそれぞれご苦労があったと思ひます。緊急事態も明けまして、本日は何とか再スタートを切ることができたところでございます。

本日は、昨年度の議論のまとめのほか、3月に個別にご説明いただいております具体案件の事業総括などについてご説明があるものと思ひます。皆様方におかれましては、自由闊達なご議論をよろしくお願いたします。

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

まず、お手元にある民間活用（川崎版PPP）推進方針について、事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、初めに資料1-1と1-2についてご説明をさせていただきます。

こちらは、民間活用（川崎版PPP）推進方針について、概要版と本編という形で、完成版のものを今日はご用意しております。この推進方針につきましては、令和2年1月31日から3月2日までパブリックコメント手続を実施しまして、12件の意見等をいただいたところでございます。

内容に反映させたパブコメは1件ございまして、資料1-2の3ページの下段をごらんいただきたいと思います。

意見の要旨としては、「このような方針は策定後しばらく見直しがされることが少ないが、一定期間が経過したら方針を見直す規定を設けるべき」といったもので、我々も法制度や世の中の動きをしっかりと踏まえながら取組を進める必要があると考えまして、資料1-2の3ページの下段のところに、このように、「原則として5年毎に方針の見直しを実施するほか、国の法改正等の状況を踏まえ、適時見直しを実施していく」という形で追記をさせていただいております。そのほか、所要の調整を行い、3月26日から本市のホームページのほうに公表を行っているところでございます。また、こちらにつきましては4月16日に市議会総務委員会への報告も行ったところでございます。

さらに、この方針をホームページに掲載したところ、日本PFI・PPP協会からお問い合わせを頂きまして、6月22日から協会のホームページで、30枚ほどのパワーポイントにまとめさせていただいて、ナレーションを入れた動画でご紹介をさせていただくような機会を頂戴したところでございます。

今後も、私たちの考え方、この方針について、積極的に民間の事業者の方々、または民間の方々に積極的にお声を届けていきたいと思っておりますので、機会を捉えて広報などに努めてまいりたいと考えているところでございます。

方針については以上でございます。

併せて、次に資料1-3をごらんいただきたいと思います。

こちらについては、推進方針の実務指針、ガイドラインの試行版についてというものでございます。

資料の左上をごらんいただきたいのですが、このガイドラインについてですけれども、民間活用推進方針で示した民間活用の基本的な考え方及び方針等に基づいた取組を確実に実施するために、庁内の職員の事務マニュアルとして整理したものでございます。

左側中段の2番目でございますように、ガイドラインの構成としましては、本日ご用意しております2分冊となっております。PFI・PPP/PPP/PFI・公有財産利活用・ソフト事業編」、「民間提案制度編」ということで、合わせて200ページを超えますけれども、2分冊として、市の職員へ周知をしているところでございます。

左下の3、試行版の趣旨ということでございますけれども、令和2年度から制度の運用開始を始めていきましたが、1年程度を試行期間と位置づけて、改善すべき点があればまたお声を頂いて、よりよい仕組みづくりを構築していきたいと考えております。今年度の後半に、いま一度、本委員会も含めてご意見を頂戴して確定版を策定していきたいと考えているところでございます。

大きいところの流れとしては以上でございます。

あと、ガイドラインの試行版について少し中身をご案内したいと思いますので、資料1-4を1枚おめくりいただいて、目次をごらんいただきたいと思います。

こちらのほうは、まず、この「ハード事業・公有財産利活用・ソフト事業編」というところでございます

けれども、 のところにありますように、民間活用に向けた取組の全体像という形で、全体のフロー図、どういうふうに手続きが流れているのかということを書かせていただいているとともに、各編ごとに、まず最初の のところには、PPP/PFIの具体的手続という形で、各事業担当局がどのように関係部局と関わっていくか、財政部局であったり、企画部局と関わっていくのか、どこのタイミングで関わっていくのかというようなことを表しているものが1番。

2番としましては、事業の構想段階から導入検討、民間導入の決定までの間のステップを、Step0からStep5までの段階で6段階に区切らせていただいて、それぞれの段階で何を検討していくのかということを書かせていただいているところでございます。

3番の事業者選定～契約の手続につきましては、具体的に(3.2)のところにありますように、PFI、PPP、(3.3)にありますように、Park-PFI、(3.4)にありますように、コンセッション等という形で、それぞれの新しい手続についてどのようにやったらいいのか、その種別ごとにまとめさせていただいたところでございます。

また、大きい4番のところににつきましては、契約締結後から事業終了後までの手続という形で、どうしても民間に任せていく中でモニタリングというところが重要になってくると考えておりますので、それぞれのステップに応じて、設計段階、建設段階、また運営段階、事業終了段階というところで、それぞれのところでどのようなモニタリングをしたらいいのかという形の整理をさせていただいております。

同じように、 のところには公有財産利活用事業。

目次を送っていただいて、 のところにつきましては、ソフト事業及び内部管理事務の手続について、それぞれ同じ整理をしておりますので、担当者が、自分が係わる時にその箇所を見れば分かるようにという形で整理をさせていただいているところでございます。

続いて、資料1-5をごらんいただきたいと思います。

こちらが民間提案制度編という形で、試行版としてまとめたものでございます。

同じように、目次の方でご案内させていただきたいと思っております。目次を開いていただいて、1.目的・趣旨の次に、2.民間提案制度の概要という形で、(2.1)のところには、昨年度、本市が、等々力緑地のところで受けておりますが、PFI法に基づく民間提案制度と、あとイのところでPFI法に基づかない民間提案制度という形で事例などをご案内させていただいております。

3の基本的な考え方の中では、(3.2)の本市における民間提案制度のポイントというところでは、アのところにありますように、すべての事業分野を提案の対象とする制度として構築をしていく。イとして、民間事業者からの提案を幅広く受け付けるためのしくみの構築。または、エのところですね、提案者の正当な権利利益を、知財などを保護するためのしくみを構築していくという形で整理をさせていただいております。

4には、民間提案のしくみという形で、(4.2)のところにございますが、テーマ型とフリー型、二つの制度を今回構築しますが、制度所管課である我々行政改革マネジメント推進室と事業所管課の役割について、まとめさせていただいているところでございます。

5番がテーマ型民間提案制度の実施の流れという形で、募集の検討段階から募集要項の作成、募集要項の公表、そして審査、そして最終的な、ページを移っていただいて、(5.7)には結果の公表などをまとめているところでございます。

同じように、フリー型についても実施の流れを整理しており、こちらを運用しながら、今年度から二つのテーマ型とフリー型について受け付けをしていきたいというふうに考えているところでございます。両編とも、できるだけ他都市の事例などを入れて、職員が分かりやすい、イメージしやすいようにという形で、そういったところを配慮しながら作成したところでございます。

後ほど今年度の予定も申し上げますけれども、年度の後半には本委員会からまた改めてご意見などを頂戴

する場面を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

それでは、各委員の方からご意見、ご質問等を頂ければと思います。今、説明いただきました内容につきまして、ご意見がありましたら、お願いします。

伊藤委員どうぞ。

伊藤委員

後ろのほうの、1 - 4ですね。ガイドラインの職員への浸透あるいは職員への広報に努めていらっしゃるということで、具体的にどういう取組を行ったかということ、その後、また中期のところでの報告を、ご提案いただくまでの間のタイムラインみたいなものがあれば、お伺いしたいのですけれども。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

まず、4月から精力的に動きたいという気持ちはあったのですが、このコロナの中で、なかなかできなかったものですが、局本部の統括をしている企画課に説明に回り、今回のこういった趣旨をもう一度、お伝えをしました。局内の事業をこの後、動かしていく中では、ぜひ、この方針を徹底してやっていただきたいということの呼びかけをしております。

併せて、我々は方針の中でも、ロングリスト、ショートリスト、発注リストというものをまとめていくということを定めておりますけれども、局区の職員にこのコロナの間に抽出をしていただいております。

今年の6月中旬からホームページに上げさせていただいて、ロングリストについては26件の事業が入ってきております。ショートリストの方には2件、発注リストについては1件という形で、本日、後でご議論いただく総合自治会館については発注リストのほうに載っている形になっているところでございます。そういったことをやらせていただきました。

なかなか年度の当初については、研修をやるということが、たくさん集めてやることができないということだったので、各局回りをさせていただいておりましたが、来月の終わりからは、職員の研修会、大きい300人ぐらい入るところのホールに50人から100人ぐらいの収容を設定して、人数を少し分けて研修を開始していきたいと思っていて、職員の方々に、まずは初歩的な研修から始めて、幾つか管理職向けのものであったり、あとは中級編だとか、幾つかステップを設けて研修をしていきたいと考えております。

先程、ご説明させていただきましたが、PFI協会HPに掲載した動画なども局内でも使えるようにしたいと思っておりますし、あらゆる機会を使って職員にも呼びかけや人材育成をしていくということをやりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

足立委員。

足立委員

改めて、大変すばらしい志の高い推進方針を策定いただいたと思います。この策定へ向けた議論の機会

に参加させていただいて、私も大変勉強させていただきました。

ガイドラインの詳細版は、まだ細かいところまで確認できていないところもありますが、そちらのほうもせっかくの機会なので、見させていただきたいと思っています。

P F I 協会の動画での紹介という話もありましたが、市のホームページには載せず、P F I 協会のホームページだけに載るのですか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

現状は、P F I の協会の会長様がお見えになって、ぜひ協会のほうでそういったことをやっていきたいというお話をいただきましたので、まず協会のホームページのほうに動画を上げさせていただいております。

データを共有していいということでしたので、また市の関係部署と検討していきたいなと思っておりますが、時間とすると30分ぐらいの少し長いものになってしまっていて、やり方としては、少し工夫が必要な、全く同じものを使えるかなというところはあるのですが、職員向けにも必要と考えておりますので、少し検討しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

足立委員

また拝見して勉強したいと思います。

推進方針関連で直接求められているような意見にはならないかもしれませんが、二、三点申し上げたいと思います。冒頭に室長からもお話がありましたコロナについて、当該業務においてもしっかり冷静に受け止めて対応していく必要があると思っています。

そういう中で、まず1点目は、川崎市さんにおいても、やはりこのコロナ対応によって、市の財政負担が想定以上に悪化するような状況にもなると思います。それも踏まえると、今後はこれまで以上に改めて、シンプルなサービス購入型事業なども含めて、より一層強力でP F I ・ P P P を活用・推進していくことが必要と思いますし、そういったことを改めて庁内や民間事業者にも認識を共有してやっていくことが重要と思います。推進方針の文面にどう反映するかとかは、短期的には特に拘りありませんが、是非ご検討頂ければというのが1点目です。

それから、2点目は、コロナを踏まえて、今後、リニューアルとか建て替えをする公共施設などについても、感染症等に強い仕様にするには、どのような民間のノウハウを、これまで想定していなかったものも含めて活用していくのかであるとか、まちづくりについても、感染症対応も含めレジリエンスを高めるためにはどのような取組が必要で、民間のどのようなノウハウを活用していくべきなのかといった、新しい気づきがあると良いと思います。その辺について、民間事業者などとの対話なども踏まえて、また、方針などを整理するといいのかなと思います。

それから、あと1点、川崎市さんは、もともと「市政経営への最適な民間活用」ということで、全方位的な民間協働を目指されているわけですが、ただ、当面のプロジェクト題材としては、公共施設の建て替えとか、公有財産利活用とか、ハード面の題材を中心にやっていこうということもあったのかなと理解しています。ですが、やはりこのコロナ禍の中で、全国的な動向を見ていると、給付金事務手続きをはじめ、ソフト面の事務事業における行政のデジタル化の遅れだとか、非効率さとかが、非常に顕在化してきているように感じます。この点、川崎市さんとしても何らかの共通の課題があるようであれば、この機会にスピード感を持って、事務事業等ソフト面に民間のノウハウをどう活用していくかといったことも含めて検討していただくのに、すごくいいタイミングが来ているということも言えるのではないかと思います。

コロナを踏まえて浮かび上がったいくつかの課題を踏まえて、今後の新たな民間活用の方向性を、前向き

に検討していただけるといいのかなと思いました。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。

事務局から、何かございますか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

3点ほど大きく頂いたかと思っておりますが、このコロナの中でも、やはりこの民間活用推進方針をつくりましたので、前向きに進めていかなければいけないと考えております。

PPPプラットフォームを昨年度立ち上げたりしましたが、300人、200人という定員を設定してお集まりいただく場面をつくることができましたけれども、同じような手法をすぐにはなかなか取れないかなと思っております。

やり方を少し変えて進めて、またそういった場面ができたところでは、同様に大きなイベントをしたいというふうに思っているのですが、各事務事業については、この後もコロナの中でも進めていかなければならないということです。まず8月の終わりぐらいに、小さい単位みたいな、小さい個別事業の意見交換みたいな形でスタートしていきたいと思っております。

民間の方々から意見交換をする場面として、PPPプラットフォーム、まずはリスクが排除できる低いハードルで入れるというふうに考えておりますので、そういったところからスタートしながら、私たちの考え方もそこで、こういう方針をつくったんだということを伝えながら、個別の事業の意見交換などを始めていきたいと考えております。

あと2点目、コロナを事業の中に生かしていくというところでは、まずは、我々は以前にもお話ししましたが、指定管理者施設208施設を運営しているところでございます。コロナで一時休館をとりながら、対応してきたところもあるのですが、そういったところについても、この後、危機管理室など、私たちの危機管理セクションと連携しながら、コロナの対応をどうするのかというようなことを、職員研修をして、職員がまた指定管理者と一緒に話し合っ、そこで課題が出てくれば、それを吸い上げて横展開をして対応していくという形を、7月の後半ぐらいからそのような研修もやっていきたいと思っております。まだ、具体的にはそういうことぐらいしかないので、しっかりとこのコロナにも対応していかなければいけないということは意識しておりますので、そうしたことから対応してまいりたいと考えております。

あと、3点目ですね、非常に、少し痛いなというところもあるのですが、なかなかソフト面、非常に、我々も今回初めて先生方ともオンラインで事前の説明などさせていただきましたけれども、本市の行政を見渡してみると、テレビ会議システムだとか、そういったものは少し弱いところがあります。

この後、そういったところをどのように強化していくかというところは全市としての課題ということもあると考えております。

その中で今、足立委員からお話があったように、そういったところにどのように民間の活力を生かしていくかということについても、この後、考えなければいけないと感じたところでございます。検討したいと思っておりますので、またご指導いただけたところがありましたら、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。
川崎委員はよろしいでしょうか。

川崎委員

新たにつけ加えることはほとんどないですけれども、やはり今こういったご時世でもありますので、300人とかを集めてやるイベントはもうかなり、少なくとも一、二年は難しいのだろうということを前提に、仕組みのほうもそれに合わせた方向にしていかないとやっぱりいけないのかなというふうに思っております。

大学なんかもそうですけれども、基本的にはオンラインをベースにハイブリッドのような形で、対面でやる部分と、恐らく説明の部分はかなり部分がオンラインで対応できるかと思っておりますので、もしそういった方向でこの仕組みもオンライン対応のマニュアルのような形で少しアップデートすることをやっていかないといけないのかなというように感じております。

やはり、それも民間企業さんとのコラボというか、彼らのノウハウはかなり高いものもありますので、そういったところを上手に使いながら、我々は、要は結果というか、仕様発注ではなくて性能発注でやればいので、どういった方法でやられるかということについては、少し民間の力なり、ほかの行政機関の力なりというのを上手に活用していくような方法で組み立てられればいのかというように感じております。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。
事務局、ありますか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

やはり認識としては、今回、また先生方からもご意見を頂きまして、改めてこのコロナの中でもこの民間活用をどのように進めていくのかということ意識しながらこれを進めなければいけないというように、認識を考えているところでございます。

どうしても、なかなかハード的にもまだ足りないところが、例えばテレビ会議で進めるだとか、足りないところがあるのですが、今お話にもあったように、他都市がどのようにやるのか、民間がどのようにやるのかということ少しアンテナを高く張りながら、この後、検討課題として意識をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

一つ補足ですが、働き方改革の一環で、テレワークを進めるとか、電子会議を進めるとか、そういう計画もありまして、それを段階的に3年、4年かけてやるというような計画だったのですが、この状態になって、やっぱり一気にやらなければいけないだろうと。

恐らく委員の先生たちが想像している以上に、行政の電子化は、特に川崎市の電子化は遅れておりまして、もう少し3年、4年とかそんなスパンではもう間に合わないの、一気に行政手続をはじめ、いわゆる行政の電子化というものは進めなきゃいけないということで、今、検討を進めているところです。

そういった場面で、当然に遅れているので、民間さんがやっているテレワークだとか、電子会議、もう当たり前のようにやっていらっしゃると思うのですが、それを参考にしながら、少しでも早く進めていきたいと思っているところでございます。本当に遅れていて、申し訳ございません。

安登会長

貴重なご意見、ご指摘、ありがとうございました。

私も方針については各委員におっしゃっていただいたので、あまりないのですが、研修のところ、動画を作成されたということは今日初めてお聞きしまして、非常にいいなと思いました。

また、これはお願いみたいな話なのですが、初年度、つまりこのメンバーは強力だと思います。しかし、人事異動で新しいメンバーに変わりますので今後もそういった内容について理解が継続され、情報共有がうまく引き継がれるように、ぜひお願いしたいなと思っております。

データにつきましても、今日は紙ベースですけど、例えば、若い世代の人にとっては、デジタル化されたファイルのほうが検索などの面で便利だというようなこともありますので、できるだけ多くの人に理解が継続され、維持されるようにしていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事を進めてまいります。

議題の1の(2)ですけど、多摩スポーツセンター建設等事業の総括について、事務局から説明をお願いいたします。

中根市民文化局市民スポーツ室担当課長

事務局、所管の市民文化局市民スポーツ室担当課長の中根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

先ほども事務局のほうからお話をさせていただいたところですけれども、3月の委員会で、本来、中間報告ということでさせていただく予定でしたが、個別にご説明させていただいたところがございます。

今回につきましては、その後、時間も経過しておりまして、その中間報告でご報告をさせていただいた内容からさらに追加をさせていただいた内容を中心にご説明をさせていただきます。今回のこの本件のPFI事業の評価のまとめと、次期事業の方向性を確認させていただきたいと存じます。

それでは、まず、資料2、1ページをごらんください。本件、多摩スポーツセンター建設等事業ということでございます。

スポーツセンター事業のご説明でございます。スポーツセンター事業につきましては、条例等に基づきまして、市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行うことで、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的としてございます。

本市、川崎市におきましては、七つの行政区の中に各区1施設ずつ地区スポーツセンターを整備してございまして、多摩スポーツセンターは七区の中で最後に整備したものでございます。

それから、1の(2)の事業概要でございますけれども、本事業の事業目的とPFI事業として実施した目的をこちらのほうに記載させていただいてございます。

まず、施設としての役割でございますけれども、スポーツ活動の拠点やスポーツ活動を通じた地域活動の活性化を図る施設としてございます。また、PFI事業の目的といたしましては、事業者の創意工夫による利用者層の広がりや、効率的、効果的な事業遂行による市の財政負担の軽減としてございます。

それでは、資料を1ページ飛ばさせていただきます。3ページをごらんください。総括の目的と検証内容でございます。

まず、総括の目的でございます。本事業につきましては、今年度、令和2年度で事業終了予定でございま

す。そのため、その前に民間活用導入の総括と次期事業の民間活用の方向性等の検討を行うものでございます。

それから、2の事業の検証でございますけれども、事業の検証につきましては、こちら記載の3点、事業、手法、施設の点で評価をさせていただいたものでございます。

さらにその下、3でございますけれども、次期事業の検討といたしまして、事業の方向性や民間活用方法等について検討を行うということで総括とさせていただいております。

続きまして、4ページをごらんください。4ページの右側半分のところに表を記載させていただいております。この表に基づきまして、先ほど申し上げた事業、手法、施設としての三つの視点ごとの評価項目を、記載のとおり項目と内容で検証を行わせていただきました。今日はその内容につきましてご説明させていただきたいので、次の5ページをお開きいただければと思います。

まず左側、アでございますけれども、利用者データの分析の項目でございます。

施設の利用者数につきましては、平成28年度をピークに減少傾向にございましたけれども、昨年度、令和元年度につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けたところでございますけれども、それにもかかわらず、総数につきましては前年と同水準となりまして、特に団体利用が過去最高だったということで実績を記載させていただいております。

続きまして、次のページ、6ページでございます。左側をごらんください。事故等の発生状況を記載させていただいております。

開館以降、ご利用いただく市民の方々、利用者の方々の人命に関わるような事故等は発生してございません。

資料の上のほうの表でございますけれども、緊急搬送件数につきましては、多摩スポーツセンターの実績と各施設の比較をさせていただいておりますが、過去3年のそれぞれの合計件数を記載しております。

ごらんいただいたとおり、特にほかの施設と比べて、多摩スポーツセンターが特段に多いということではないというふうに捉えてございます。

また、左側の下のほうに文章で書かせていただいておりますけれども、ジャグジープールで過去3回、レジオネラ属菌を検出した際の対応をまとめてございます。こちらのほうですけれども、菌自体は検出されたものでございますけれども、レジオネラ症の発症実績はございません。また、検出後の対応といたしまして、配管バルブの増設でございますとか、高濃度薬品洗浄を実施いたしまして、平成30年度に検出されておりますけれども、その後につきましては、ジャグジーの水の取りかえ、全換水を週1回から毎日に変更して対応しているところでございます。

続きまして、次のページ、7ページをごらんいただきたいと思います。手法としての評価の項目でございます。まず、右側でございます。

(イ)の事業終了時のVFMをごらんください。PFI事業におけるVFMにつきましては、事業終了時のVFMを算出いたしまして、特定事業選定時及び事業選定時のVFMとの比較をさせていただきました。コストの算出条件等につきましては、7ページ右側の表のとおりでございます。

実際の数字のほうは、次のページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

まず左のページにつきましては、いわゆる従来方式、直営と、PFI方式を上下、コスト算出結果をそれぞれ掲載したものでございます。それに基づきまして、右側のページになりますけれども、算出いたしましたコストを現在価値に換算いたしましてVFMを算出したところでございます。

中ほどの真ん中の表になりますけれども、の事業終了時のVFM、こちらのほうは22.8%となっております、の特定事業選定時のVFMは14.6%、こちらを大きく上回ったほか、の事業者を選定した際のVFM23.4%と同水準という結果になってございます。

続きまして、9ページをごらんください。左側でございます。今回のこの多摩スポーツセンターのSPCの財務状況を記載したページでございます。

SPCが健全な事業運営を行っているかどうかを確認するため、財務状況等につきまして、当初計画と実績で比較をした表を記載させていただいております。

まず、営業収入につきましては、利用料収入が当初計画を大きく上回ったということ。また、営業費用につきましては、運営・維持管理費が当初計画を上回ったほか、利用者数や教室の開催の増加に伴いまして、当初計画にない費用が発生するなど、費用も当初計画を上回ったところでございます。その結果といたしまして、営業損益といたしましては計画を上回ったところでございます。

続きまして、次のページ、10ページをごらんいただきたいと思っております。

リスク分担表に基づく対応状況をまとめたところでございます。本事業におきますリスク分担につきましては、事業者選定時にリスク分担表として示しておるところでございます。また、契約後に、当初想定していなかったリスクの対応といたしましては、3点ございます。

1点目としては、施設建設に伴う産業廃棄物としての残土処分。2点目として、テニスコート、これはもともと西菅公園という敷地内にあったテニスコートですけれども、こちらの経年劣化による改修。3点目として、同じく公園内施設としてもともとございました野球場の経年劣化による改修の3件がございました。こちらのほうは資料の10ページの右下に少し文章で書かせていただいております。

この3点のうち、1点目の施設建設に伴う産業廃棄物の処理につきましては、リスク分担表に基づきまして市が支出をいたしました。また、
、
のテニスコート、野球場の屋外施設の経年劣化による改修につきましては、リスク分担表に明記した箇所はございませんでしたけれども、市と事業者の協議に基づきまして、市が支出をいたしましたところでございます。

続きまして、11ページをごらんください。評価の3点目、施設としての評価のページでございます。

まず、資料の左側、(ア)と(イ)でございます。要求水準書に沿いまして、毎年の事業計画書に基づく修繕を実施してまいりました。また、本年2月には、市も立ち会いまして点検を行って、今年度、令和2年度の修繕予定箇所を記載させていただいております。

また、右側の(ウ)次期事業期間以降の施設改修等の項目でございますけれども、次期事業の建設に係る事項といたしましては、3点ございまして、
として中長期的な施設及び設備の修繕と更新が必要であるということ。
として、プール部分の天井が特定天井として既存不適格の状態にあること。
といたしまして、プールや体育館ですとか、テニスコートなどの照明に使っております水銀灯が、来年に生産などが終了となることへの対応が必要ということで、3点まとめてございます。

続きまして、次のページ、12ページをごらんください。アンケートの実施結果という資料でございます。

今回の評価に当たりましては、事業者に対しましてアンケートを実施させていただきました。項目につきましては、大きく
事業の効果、
としてリスク分担の適切性、
として収益性、
として整備・運営面での創意工夫、
その他と、大きく五つの項目で記載のとおりまとめさせていただいております。詳しい説明はお時間の関係で省略いたしますが、このような形でアンケートを実施させていただきました。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思っております。評価のまとめでございます。

まず左側、事業としての評価のところでございます。
の1点目と2点目でございますけれども、施設の利用者数や団体利用者数の推移から、スポーツ活動の拠点としての役割や地域活動の活性化に一定の寄与があったというふうにしてございます。また、
の4点目でございますけれども、大きな事故などは発生してございまして、安全・安心の面でも支障なく事業の実施ができたというふうにしてございます。

また、課題といたしまして、
の5点目と6点目に関わるところでございますけれども、まず、利用者デ

ータにつきまして、利用者層を広げるという事業効果を高める観点から、より多様なデータの収集・分析を行って必要な改善を図ることが必要だというふうに捉えております。

また、プールにつきまして、先ほども触れましたレジオネラ属菌が発生した実績を踏まえまして、今後も徹底した水質管理が必要だというふうに捉えてございます。

以上のことから、事業といたしましては、目的はおおむね果たされており、安全面においても、おおむね適切な対応がなされているというふうに総括してございます。

続いて、下段の（イ）手法としての評価でございます。

まず、 の1点目でございます。民間活用の効果といたしまして、利用者ニーズに応じて柔軟に事業展開がされたというふうにしてございます。また、 の2点目でございますけれども、VFMの結果から、本市の財政負担の軽減効果が事業者選定時の期待どおりであったというふうにしてございます。

また、課題でございますけれども、 の5点目でございます。リスク分担に関して、今後、長期にわたる事業を実施する際には、維持管理の範囲等をできる限り明確化する必要があるというふうに捉えております。

以上のことから、手法としては、PFI手法の導入によりまして多面的な効果があったというふうにまとめてございます。

右側に参りまして、（ウ）施設としての評価でございます。

総じて、要求水準書に沿いまして、施設の維持管理、また修繕は適切になされたというふうにまとめてございます。

最後、（エ）でございます。まとめてございます。以上の事業、手法、施設の3点を総合したまとめといたしまして、本事業をPFI事業として実施をしたことにより、当初期待したとおりの効果が得られたというふうにまとめてございます。

続きまして、次のページ、14ページをごらんいただきたいと思います。次期事業期間の取組の方向性でございます。

まず、左側、1点目でございますけれども、事業内容につきまして、次期事業期間においても、従来の事業目的を継続して、地域スポーツ振興に資する中核となる施設としての役割を引き続き果たしていくというふうにしてございます。

また、2点目といたしまして、施設改修等についてでございますけれども、まず、次期事業期間以降の施設改修に関する事項として整理をいたしました先ほど申し上げた3点、 が中長期的な施設及び設備の修繕・更新。として特定天井への対応。として水銀灯の生産終了への対応の3点について整理をいたしました。

まず、 の中長期的な施設及び設備の修繕・更新と の水銀灯の生産終了への対応といたしましては、可能な限り同時期に実施することによって、施設の休止等の期間や費用について最小限にとどめることができるように施工時期の調整を行うというふうにしてございます。

また、 の特定天井につきましては、安全性の観点から早急に対応する必要がございますので、先行して撤去を行うこととして、次の事業期間内に対応するというふうにまとめてございます。

資料右側の3でございます。次期事業期間の事業手法についてでございますけれども、現在の事業期間の総括評価の中で、民間活用の有効性とPFI事業の効果を確認させていただいたというふうに認識してございます。

次期の事業期間につきましては、施設の管理運営面では、引き続き民間活用を図る必要があるというふうに考えてございます。その一方で、大規模な改修等は見込まれないところでございます。そのため、次期事業期間の事業手法としては、指定管理者制度等を通じて管理運営面での民間ノウハウの活用を行うということとまとめさせていただいてございます。

大変雑駁ですが、資料の説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

それでは引き続き、委員の皆さまから、ご意見、ご質問を頂戴できればと思います。

ただいまの多摩スポーツセンター建設等事業の総括について、いかがでございましょうか。

どうぞ。

川崎委員

成果が一定程度出ているものとお伺いいたしましたけれども、少しお伺いしたいのですが、PFI法だと、民間活用というのは低廉かつ高品質ということだと書かれていたと思います。つまりコストを下げたという部分ではバリューフォーマネーで評価ができていると思うのですが、高品質のほうの部分、つまり民間にお願いをしたことによってサービスが上がった、利用者が増えたということは恐らくそういうことなのだと思いますが、少しその辺の評価を入れられないかと、考えられないかなというところをお伺いしたいのが1個でございます。

もう1個は、損益計算書を拝見しますと、利用者が少し増えて、7倍ぐらいの利益が上がっているということで、これは当然創意工夫をした民間のほうに渡すべきものだと思いますが、こういった、おそらく、これは長期修繕の費用とかはここには入っていないのですから、建物の更新とか、少しそういう、せっかく民間の力を入れていくということなので、基金ではないですけれども、こういった民間を活用したのによって上がった利益を施設の更新のときに使えるようなファンドではないですけれども、ちょっと行政だとそれは難しいと思うので、民間のほうにこういったファンドとして組み入れられるような仕組みというものを少し考える。今回は無理だと思うのですが、少し考えてみてはいかがでしょうかというご提案でございます。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。

ただいまの時点で整理していかがでございましょうか。

吉澤多摩区役所まちづくり推進部地域振興課長

多摩区役所地域振興課の吉澤と申します。

こちらの運営のほうを担っておりまして、高品質というところだと、やはり毎年、事業者のほうでアンケートを行っているんですけども、おおむね好評な回答を頂いております、皆さん満足していただいていると考えておりますが、最近ちょっと利用者数が落ち込んでいたんですけども、全期を通じては利用者数が増えているとか、そういったことがありましたので、高品質のサービスが提供できていたのではないかとこのように思っております。さらにこれからも利用者の方の意見を聞きながら、さらによりよいスポーツの機会を提供していけるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

事務局

最後のご質問で、上がった利益について基金なんかを使ってというお話ですが、恐らくそこは事業期間をどう捉えていって、今回の事業の場合は中長期的な修繕というのはもともと想定はしていないというところがございますので、初めの設定の仕方をどう考えるのか、そこまで含めて事業期間として捉えて、民間さんにやっていただくという考え方もあるので、様々な手法はあるとは思いますが、有効な場合があれ

ば、そういったことも視野に入れながらやっていきたいなと思います。

安登会長

どうぞ。

川崎委員

利益が上がったから取り上げるというのはインセンティブ上よろしくないもので、最初からこういった施設の利用で、長期修繕もコストも含めた費用算定を行って、おそらくこのサービス購入料のところでそういったものを含めていくことで、行政がプールするわけにはいかないもので、こういったところにその費用分を積み立ててもらって、そういうものを会計上移すとか、そういったことも工夫としてはあり得るのではないかとといった提案でございます。

事務局

今後の事業を進めるときに有効な場合があれば検討させていただければと思います。

安登委員

P F Iにおいても民間側にお金を積み立てさせると課税対象になるので、それがいいかどうか、悩ましいところではあると思います。長期修繕計画とS P Cとの関係をどういう風に見ていくかは、今後の課題だと思います。

ありがとうございました。

伊藤委員

この報告を拝見しまして、振り返りができているということはとてもいいことだなと思います。制度全体との関係で、民間活用をしたときに事業終了時に振り返りをしましょうというお話を昨年一回させていただいてまして、続けていただければと思っております。

リーガルの観点からは、契約やリスク分担表でいずれが費用負担をするか明確でなかったものを最後に市が負担したということは、今後の事業に生かしていく必要があるポイントだと思っています。このまとめていただいた史料では、何を維持・管理の業務に入れるかというところをきれいに振り分ける必要があるというふうにまとめていただいています。それに加え、そもそもの問題として、維持・管理の対象が、多分、曖昧だったということが問題になった原因と思われます。本件で問題となったテニスコートについては、P F I事業としてゼロベースで事業が始まると、要求水準を満たしたものを作るということが、民間の仕事になるので、できあがったものに問題があれば民間の責任になります。他方既にあるものの維持管理を委託する場合は、指定管理等の場合もそうですけれど、委託開始時、指定時に物件に問題があったときに、誰の費用負担で修繕するかというのが曖昧になるのですよね。

民間が整備したものと、公共が整備したものの双方の維持管理がミックスされている案件は結構あって、そこがやっぱり結構よくもめると私の経験上感じております。今後も、同種の案件があると思いますが、民間活用を開始する時点で、現状をきちんと把握して、事業期間中に行うべき業務には何があるか、大規模修繕ではなくメンテナンスだとしてもこういう問題が出てきそうだとすることを事業者と市の間できちんと把握していただくというのが、費用の算定という意味でも重要だと思います。そこは今後に生かしていただきたいなと思います。

安登会長

ありがとうございました。

ご指摘についていかがでしょうか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

今回、初めてPFIを評価させていただきました。それで、やはり反省点があったり、今回、委員から頂いたように、ハード、上手いかなかったところを今後恐らく指定管理者制度につないでいくのだと思うので、そういったところについては、本日、条例所管と施設管理所管の区役所も来ていますけれども、次の事業にしっかりと生かしていくとともに、我々制度所管とすると、こういったところ、リスク分担で不明確だったところがあって、なかなかあるものを任せていくところは難しいというようなことを委員からも意見を頂きましたので、そういったところを認識した上で、この後、指定管理者制度の運用などにも生かしていきたいと思っておりますので、心に置いておきたいと思っております。ありがとうございます。

足立委員

先ほどちょっと話題になりました適切な修繕とそのための仕組みというところについて、事業期間10年とか15年ということで、大規模修繕は想定しない前提の事業が多いと思うのですが、その中でもしっかり事業期間終了後に、適切なスペックを維持するための措置を講じることが必要だと思います。例えば、民間による毎期の修繕計画作成、キャッシュリザーブ確保と毎期の計画をふまえた修繕充当の実務、そのモニタリングのあり方等について、試行錯誤しながら先導的に取り組んでいる地域などもありますので、情報交換等する中で改善していただけないかなと思います。

資料でいいますと、3点ありますが、まず9ページの営業収入のところ、民間の実際の努力によるものなのか、もしくは当初見込みが保守的すぎただけなのかよくわかりませんが、民間が当初に提案したものよりも実績は大幅に上回って、計画より順調に収益が上がっています。民間のインセンティブも上がるような形での仕組みにするというのは大前提ですが、例えば、道路コンセッション事例で見られるような、キャッシュフローのボラティリティ度合いに応じて、プロフィット上限と損失下限を決めて双方を官民でシェアするようなやり方もあったりします。貴重な機会なので、事業の検証を適切にする中で、収益変動リスクの官民での最適な分担のあり方等について、今後活かしていけるような材料を是非貪欲に探っていって頂けるといいのではないかなと思います。

それから2点目ですが、これは志の高い川崎市さんへの全庁的な期待になりますが、8ページ目でバリューフォーマネーが事業終了時に23%ぐらい出ていますが、今後、全庁的に腹落ちした形でPFIを使っていくためには、この具体的な源泉をよりわかりやすく説明できると理想的と思います。例えば、8ページの左側の表で、施設整備費は、民間がやるとなぜこんなに安くなるのか、一括発注等による効果だけで説明できるのか。あるいはもともとの予定価格が高過ぎただけなのか。運営維持管理費でも、民間のほうが安くなる源泉は何なのか。光熱水費については、逆になぜ民間が高くなるのか、など気付きがもろもろあります。財政平準化ペースの違いにより現在価値化を通じて差が出るところもありますが、VFMの数字も、「ざっとこれぐらいがこういうことによる効果で、これぐらいはこういうことによる効果」と合理的にわかりやすく説明できないところが長年の課題だと思います。簡単ではないかもしれませんが、先導的取組をする川崎市さんとして、是非このような古典的・本質的な問題へもトライしてもらえるといいなと思いました。

あとはもう一点、これもPFI全体の大きな論点として、「リスク移転」があります。資料でも、12ページ・13ページ目などに、関連する記載がありますが、改めてPFIの原点に立ち返ると、これはすごく重要な事項だと思います。

工事遅延に伴う建設費増加や火災に伴う修繕費等、想定外の事態が起きたときに発生する追加費用をはじめ、潜在的に存在しているリスクについては、従来手法の場合には市が負担するものが多いと思いますが、それがPFIだと、適切なリスク分担の中で民間が負担できる部分も増えて、市が持つ潜在的なリスクが減ることになると思います。従って、その辺については、本来であればもともとの発射台である市の財政負担に追加計上した上で、民間からの提案を募って適切にバリュフォーマネーを算定していくのが王道だろうと思います。

本来的には、そこをしっかりと考慮してPFIで行うかを決めるというのが非常に重要な要素になるのだと思いますが、ただ一方、なかなか潜在的なリスクがどれくらいあるか定量化することもそんなに簡単ではないからか、最近のPFI事業ではどんどんそういうことをやる事業が少なくなっているというようにも承知をしています。今回の対象事業でも、特定事業選定時の費用項目とかを見ると、その辺は乗っかっていないのかなと思いますが、本来的にはその辺へもしっかり配慮していくことが理想。もともと市が持つ潜在リスクが大きいのが、民間が取れるリスクとしてうまく移転することでバリュフォーマネーが大きく出るようなら、PFI事業として選定しようということであったり、選定した事業について、民間が負担できるリスクを適切に抽出して、それを適切に定量化してバリュフォーマネーを算定するといった取組へも、今後これまで以上に一層意識してやっていただけたらいいのではないかなと思います。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。

足立委員がおっしゃるように、パフォーマンスは高いのですが、さらにその上を目指してほしいというご意見をいただきました。

事務局のほうで何か、振り返ることはございますでしょうか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

幾つか頂いたと思っています。まず利益の取り方、プロフィットシェアというような言葉も出てきたところだと思いますけれども、利益が当初から見込んだところが多く上がっているのであれば、その分け方をしっかりと考えておきなさいということ。

最初に川崎先生からも頂いたところにも多分通ずることだと思っておりますので、今まで、最初はPFIをやることに必死で、多分入れた当初の事業だったので、これから毎年、この後もお話しさせていただきましても、PFI事業が終了していくところがあるので、当初見込んだところより利益が上がったときにどうするのかというようなことは、やはり検討する必要があるのだなというふうに改めて認識をしたところでございます。プロフィットシェアとか、あと損失をどういうふうに抑えていくかというところは、今後の課題ということで検討しなければいけないかと思っております。

あと、二つ目のVFMのところはどのようにするかなというところ。少し高度なことをおっしゃっていただいていたかなと思っておりますけれども、VFM、何%がいいのか、たくさん出ればいいのかというところも私の中では少しもやもやしたところがあって、一定程度出ることによって進めていんだというようなところはあると思うのですが、これがどこが適切なのかというところは少し勉強しなければいけませんし、どのように考えたらいいのかというところは課題かと思っておりますので、そこも勉強させていただきたいと思います。

また、リスクですね。今回、非常に私、少し話がそれてしまうかも分かりませんが、指定管理者制度の中で、コロナの関係で施設を止めたり、非常に想定しなかったリスクだったと考えていて、これをどのよう

にちゃんと明確にしていくのかというところは、この後、やはりPFI事業もそうですし、指定管理事業もそうですけれども、非常に課題だなと認識をしているところでございます。

私からは以上でございます。

事務局

リスクについては、そのリスクを少し限定してあげるといえるか、そこが曖昧だからこそ、曖昧であると少し安全を見なければいけないみたいなことが、多分、応札側からすると恐らくあるのだらうなという気もするので、そこはできる限り、性能発注とは言いつつも、そこを限定してあげるといえることは、考え方としてお互いに必要なのかなとは思っています。

2点目でいうと、利益が出ているということに対してなんです、ここも実はこの整理をするときに我々と所管局でかなり議論はさせてもらったのですが、実は初めはちょっと利用者等をかなり固めて見ているというような状況があるのですが、それをどう捉えるか。見方によってはちょっともうけ過ぎているみたいな見方もあるのかもしれないですが、固めて見ているということは、応札上は、少し不利に働くと、利用者が少ないと見込んでいけば応札金額は高めに振れるわけなので、そこら辺をどう捉えるか、そこも含んで、事業者としては提案してくるという部分もあると思うので、ちょっとそこら辺は色々な要素があると思いますが、リスクの問題と本質的には結構つながっている議論なのかなとは思っていますので、そこは研究が必要かなとは思っています。

足立委員

1点目について付言すると、曖昧なままでは、恐らく一般的な自治体のパフォーマンスとしては、予定価格の中に、民間に移転する潜在的リスク分を上乗せせずにPFIを実施しがちなところがありますね。

民間にとってみると、本当はそこは予定価格に乗っけておいてほしいのだけれども乗っかっていないので、本来提案したい価格ではFMを出せないから提案できない、又は提案価格を不条理に引き下げざるを得ない、このようなことが起こりがちではないかと思えます。本来的には、民間に移転するリスクをできる限り明確化して、もともと公共が持っている剥落することになる潜在的リスク分を乗っけてあげて、より適切な予定価格とした上で、民間から提案を募る、本来的にはそういう姿なんだろうと思えます。

ただ、このリスク移転をどう考慮するか、評価するかという部分が、当初の10年前、20年前に比べると、必要以上に近年かなり考慮の対象から抜け落ちるようになっていて、志の低い初期設定に甘んじる事業が多くなってきているように感じます。言うまでもないですが、「財政負担の固定的な基本型サービス購入型事業等を含めて重要な論点」なので、今後改めて配慮すべき事項と思えます。

川崎委員

恐らく、そういったリスクって完全に組み込むことは不可能で、それはリターンズとの関連で、高いリスクを取ってもらったほうがリターンで還元される可能性もあるというようにしてあげないと、彼らにとっては、インセンティブにならない。だから高い利益が上がったから取り上げるという話ではなくて、このリスクの部分を多分、行政がまだ蓋をしているリスクの部分は結構あって、維持管理の長期的な部分でいうと、その部分は行政が取ってしまっているので、その部分を上手にこちらの事業者にも負担をしてもらえりような仕掛けとか仕組みに、多分、おそらくコストに組み込むということになると思うのですが、そういう工夫があったほうがいいのかと思いました。

安登会長

ありがとうございました。

なかなか難しいところですけど、非常によく総括されていて、内容的にもクリアなので、これは評価される部分だろうなと思います。

今、指定管理でというお話がありましたので、事業としては継続していきますけれども、運営される会社がどうなるかは、これから決まってくるのだと思います。サービスの話については、先ほどご指摘がありましたように、いろいろ改善される点があると思いますので、継続のときにはぜひ要求水準において改良されたベースのサービスを基本として、さらにプレミアムなものを求める提案を募集するという形でよりよくしていただければと思います。

リスク分担につきましても、これは難しそうですね、15年間やってこられて、見えてきたところや、先ほど報告がありましたように不明なところは、次回には書き込んでいかれるでしょうから非常に明確になるとと思います。その辺はこの総括においてP D C AのCまでやっておられるので、Aのところでも反映させていただければさらによくなるのかなと思います。

利益収入の問題は難しいですね。要求水準をクリアして、バリューフォーマネーを得て、それで、固めに計算された結果、実際にはよくなって、ウィンウィンになっているので、これは合格だと思うのです。

今後については、それを踏まえてどうするかということです。できれば引き続きウィンウィンになるように、コスト構造が大体分かったので、ここは少し財政支出を抑えることができ、かつ事業者の方にもまた利益が得られるような形で残していけばいいのかなという感じです。さらによくなっていくと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いたします。

では、次第の1の(3)ですが、総合自治会館跡地等の活用に関する民間提案審査部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、お手元の資料3-1をお開きいただきたいかと思ます。

こちら総合自治会館跡地等の活用に関する取組についてということで、左側の上の1の事業概要でございますが、本事業については、小杉町三丁目東地区再開発事業により建設される建物に、今現存しています川崎市総合自治会館、町内会を取りまとめるような機能があるのですが、そちらを今年の7月以降に移転することに伴って、移転後の旧総合自治会館の建物及び土地などについて、周辺の抱える課題や地域ニーズ等への対応を図りながら、有効活用を図るものであります。

活用に向けては、地域の要望やサウンディング調査などの結果を踏まえて、有効に活用することを目的に、令和2年2月に総合自治会館跡地等の活用に係る土地利用方針を策定したところでございます。

方針においては、跡地等の立地条件や価値を十分に生かすために、活用にあたっては民間活力により整備・運営を行うこととしているところでございます。

図面にございますように、JR武蔵小杉駅、東急武蔵小杉駅から至近の距離、大体7分ぐらいの距離にある事業予定地に、民間の、左側中段にあります土地利用方針の基本的な考え方に沿って、緑豊かな心地よい空間の創出、多世代が集い、交流し、多様なアクティビティを促す空間として活用する。災害時のリスクに対応するため、オープンスペースを確保する。

将来人口推計上、まだ中原区は、この後も2040年ぐらいまで人口が伸びていくこともありまして、当面の間、それまで貸し付けた上で、将来的な利用方針を決めていくというような形を考えているところでございます。活用にあたっては民間活力を使っていくという形で整備・運営をしていくという形でございます。

右上に移っていただきまして、今後の事業者選定等の流れでございますけれども、今般つくりました民間

活用推進方針に基づき、審査に当たっては、公正性、透明性、客観性を確保する観点に立ち、学識経験者等第三者の意見を聴取しながら手続を進めていくこととしたいというふうに考えております。

それに当たって、本委員会に臨時委員を加えた上で、総合自治会館跡地等の活用に関する民間提案審査部会を設置し、審査基準等の確認、事業者提案の審査等を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

中段以降、Step 1からStep 6までの段階で、募集要項の確認から事業者の選定まで、本日、委員会にお諮りした後、第1回目の部会を今月末、そして年内に審査の結果公表に至るまで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

進んでいただいて、資料3 - 2でございますけれども、今回、設置します民間提案審査部会の役割等については記載のとおりでございますが、4番にあります部会の決議の取扱いについては、条例第8条第7項の規定により、部会の決議を委員会の決議とさせていただきたいと考えております。短い間に審査を終えるという形で、こういった委任をお願いしたいと考えております。

続いて、資料3 - 3でございます。

部会員の案でございますが、資料に記載のとりの6名で部会を設置したいと考えているところでございます。

最後に、一番最後のページについております参考資料でございます。

根拠法令という形でご説明させていただきますと、川崎市附属機関設置条例でございます。第8条の部会というところをご覧くださいと思います。

第1項にありますように、「必要に応じ部会を設置することができる」という規定があり、第2項に、「部会に属すべき委員及び臨時委員については、会長が会議に諮って指名する」とされております。また、第7項にありますとおり、「附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる」とされております。

説明は以上でございますが、ご承認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

安登会長

ありがとうございました。

ただいま、部会の設置につきまして説明いただきました。

次第の1(3)の部会の設置につきましては、委員の方のご了承を得ないといけない規定でございます。

まず、今の説明に関しまして、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご質問がなければ、部会の設置について、本委員会においてご了承いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

最後の議題ですけれども、議題1(4)令和2年度民間活用推進委員会の審議事項について、事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

資料のほうは資料4をお開きいただきたいと思います。

こちらは、令和2年度の本委員会の審議事項の予定でございます。第2回目の委員会を9月から10月ぐらいに予定をしたいと考えております。

審議事項としましては、1点目はPFI事業の総括の中間報告という形で、令和3年度に終了いたします川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の中間報告をさせていただき、令和3年度の終了に向けて、ご意見

を頂戴したいと考えております。

2点目でございますが、公園緑地における民間活用事業の民間提案審査部会の設置についてでございます。こちらについては、少し補足をいたしますと、川崎駅西口の再開発地区の中に本市がとります公園について、民間活力を活用してよりよい運営を行うことを考えており、またそういったことを予定しておりますので、民間提案を募る中で、審査部会の設置について予定しているものでございます。

また、3点目としましては、今年度の新たな方針の運用状況についてなどを中間報告させていただきたいと考えております。

あと、第3回目につきましては、令和3年2月から3月頃を予定しておりまして、こちらについては、今ご説明しました空調PFIについての最終報告と、2点目につきましては令和4年度に終了いたします、こちらは本市で初めてPFI事業を導入しました黒川地区小中学校の新築事業について。こちらについても、令和4年度末に終了いたしますので、中間報告をさせていただいて、以降の取扱いのほうについてご意見を頂戴したいと考えております。

また、本日、ご説明をさせていただきました民間活用（川崎版PPP）推進方針の実務指針、ガイドラインの改定等について、またご意見を頂戴したいと考えております。また、今年度民間提案制度などスタートしておりますので、場合によっては追加の審議をお願いする場面もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいまの令和2年度民間活用促進委員会の審議事項につきまして、委員の方からご質問はございますか。ご意見でも結構です。

当初予定では2回やるということですがけれども、場合によってはもう1回やるかことがあるかもしれないということです。

よろしいですか。特にございませんでしたら、本日の議題は以上になりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

特に連絡事項などについても事務局のほうからはございませんので、最終的には事務連絡という形をさせていただきたいと思っております。

長時間にわたりまして、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

次回、第2回目については、今、説明させていただいたように、9月から10月ぐらいを予定させていただきたいと思っておりますので、また改めて日程のほうを調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、2回目の審議の前に個別に事前説明などをさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたしますと思っております。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回の民間活用推進委員会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。